

令和7年度千葉県射撃場指定管理者管理運営状況評価

1 概要

(1) 施設名等

施設名	千葉県射撃場
指定管理者	一般社団法人 千葉県猟友会
指定管理期間	令和7年度から令和11年度まで
評価対象年度	令和6年度
第三者評価の有無（今回）	無
施設所管課	環境生活部自然保護課

(2) 施設の設置目的等

設置目的	射撃に関する技能の向上に資する施設を提供することにより、猟銃等の適正な使用を確保し、及び鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止するため。
指定管理者が行う業務の範囲	① ライフル射撃場、選手控室、研修室、その他施設の提供 ② ライフル射撃等に関する指導助言 ③ その他射撃場の設置の目的を達成するために知事が必要と認める業務

(3) 施設の運営状況

年度	利用者 (人)	指定管理料 (A) ※1	その他維持 管理費(B) ※2	使用料等 県収入(C)	県の収支 (C-A-B)	(参考) 利用料金
6	1,910	12,819 千円	14,106 千円	12 千円	△26,913 千円	5,595 千円
(参考) 5	1,619	12,732 千円	237 千円	12 千円	△12,957 千円	5,080 千円

※1 カウント方法：共同使用利用者に限る。

※2 維持補修費、委託料、工事請負費、備品購入費（指定管理料に含まれるものを除く）

2 評価結果

(1) 管理運営状況評価

評価項目		評価	評価理由等
管理業務の実施状況に関する事項	施設の設置目的・法令等の遵守等	A	射撃に関する技能向上という施設の設置目的達成に向けた適切な管理運営がなされ、県への報告も適切に行われた。
	安全性の確保	A	日頃からの設備点検、巡回等を通じて危険予防を徹底していた。また、事故、違反行為、各種災害時の対応マニュアルを作成し、危機管理体制を整備していた。
	適切な管理運営	A	施設の清掃を毎日行っており、休日夜間の警備は委託により実施していた。事務員が常駐しており、受付業務も適切に行われた。
	適切な財産管理	A	職員による各種設備の点検のほか委託による保守点検が行なわれた。また、備品や文書は適切に管理されていた。
事業の企	事業の実施（必須事業）	A	適切に実施された。

評価項目		評価	評価理由等
画運営に関する事項	サービスの向上 自主事業 地域の連携等	A	事業計画に位置付けた実包の販売や大会等は適切に実施された。
施設利用状況に関する事項	利用者数、稼働率、 料金収入等	A	利用者数、利用料収入額とも前年度より増加した。
	管理運営体制	A	業務を実施する上で適切な体制が確保されており、職員への研修も行われた。
	収支状況	A	収支ともに適正である。
	利用者意見の反映 利用者満足度	A	利用者の要望に対して、可能な限り対応していた。 また、工具の貸出や医薬品の常備等、利用者の利便性を考慮して必要な対応を行っていた。
総合評価		良好	各項目の合計点数20点／30点満点（66.7%） 各項目の評価点数の平均点2.0点

（２）特記事項

特に評価される点	県猟友会会員と協力体制を構築し、狩猟者を志す者や狩猟免許試験受験予定者等への知識・技術の普及啓発に努め、繁忙期である狩猟期間を含め年間を通じて適切に取り組みを実施している。
次年度に向けて改善が望まれる点	利用者の更なる増加に向けた取組の検討が望ましい。 この一環で、狩猟行為に関心を示す者の獲得に向けた情報発信を行っていただきたい。
前年度評価で改善が望まれると指摘された点とその改善状況	（前年度指摘） 利用者の更なる増加に向けた取組の検討が望ましい。 （改善状況） 団体予約の受付表をホームページで公開する等、利用者確保のための取組を行っている。

（３）第三者評価におけるその他の意見

（第三者評価を実施した場合）